

令和8年8月3日事務局長決裁
令和8年8月5日施行

那覇・南風原クリーンセンター施設見学等に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、那覇・南風原クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）の施設見学等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設見学等の休業日)

第2条 クリーンセンター施設見学等の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 6月23日(慰霊の日)

(4) 1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日まで

(5) 公共交通が運休となった場合又は暴風警報等が発令された日

2 前項の休業日は、那覇市・南風原町環境施設組合管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは変更することができる。

(施設見学等の時間)

第3条 クリーンセンターの施設見学等の時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 月曜日から金曜日の午前9時から午前11時30分又は午後1時から午後3時30分まで

(施設見学の対象者)

第4条 施設見学の対象となる者は、原則5名以上の団体とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 那覇市在又は南風原町在の小学校及び中学校
- (2) 那覇市在又は南風原町在の小・中学校を除く団体及び個人
- (3) その他管理者が特別な理由があるとして認める者

(施設見学の申請)

第5条 前条に該当し、クリーンセンターの施設見学を希望する者は、次の各号に掲げる期日までに、那覇・南風原クリーンセンター施設見学申請書(第1号様式)を管理者に提出しなければならない。

- (1) 那覇市在又は南風原町在の小学校及び中学校

見学希望日の4週間前まで

(2) 那覇市在又は南風原町在の小・中学校を除く団体及び個人
見学希望日の4週間前から7日前まで

(3) その他管理者が特別な理由があるとして認める者
管理者が定める期日まで

2 管理者は、前項の申請があったときは、次に掲げるやむを得ない理由がない限り受理するものとする。

(1) 第2条に規定する休業日

(2) 既に予約が入っており、物理的に対応が不可能な場合

(3) 議会開会中、工事等業務に支障をきたす場合

(4) その他管理者が施設管理等に支障があると認めた場合
(遵守事項)

第6条 クリーンセンターの施設見学者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 立ち入り禁止場所へ入らないこと。

(2) 施設の安全稼働に支障を及ぼす行動は厳につつしむこと。

(3) 所定の場所以外で喫煙、又は飲食しないこと。

(4) 敷地内で火気は使用しないこと。

(5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯しないこと。

(6) 動物、ペット類を帯同しないこと。

(7) その他管理者の指示すること。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほかクリーンセンターの施設見学等に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年2月26日事務局長決裁)

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月16日事務局長決裁)

附則

この要領は、令和4年4月18日から施行する。

(令和4年4月11日事務局長決裁)

附則

この要領は、令和8年8月5日から施行する。

(令和8年8月3日事務局長決裁)

第 1 号様式(第 5 条関係)

那覇・南風原クリーンセンター施設見学申請書(受付票)

【記入欄(太枠内)】

①申込日	月 日 ()
②団体名	
③代表者/担当者	
④連絡先	TEL : FAX :
⑤見学希望日時	月 日 () 時 分 ~ 時 分 ※受入時間は9時～11時30分または13時～15時30分の間とします。 ※説明開始から見学終了までの所要時間は1時間30分程度です。
⑥クラス数・見学予定者数	人 (クラス数 : クラス 児童数 : 人 引率数 : 人)
⑦移動手段	☐ 観光バス・マイクロバス (台) ※駐車場 : 3 台以内 ☐ マイクロバスでピストン移動 ☐ モノレールと徒歩 ☐ 徒歩のみ

注意事項

- 1)当組合ホームページ掲載の実施要領をご確認のうえ、お申し込みください。
- 2)お申し込み状況により希望日に添えない場合があります。
お申込みをする際は事前に係員と日程調整を行ってください。
- 3)未就学児及び小・中学校等の団体は、上履き等をご持参ください。
- 4)見学は、各団体・グループごとに指定されたコースを回って頂きます。
安全確保要員や個別支援を要する児童の対応要員は、各団体において手配してください。
※案内係は付きません。各所に設置された説明モニター等を利用していただきます。
- 5)見学コースのパトロールのため職員 1 名を配置いたします。
- 6)学校からマイクロバスでピストン移動される場合、全クラスそろってから説明開始いたします。
※研修室での説明時の受入人数は、感染症等の状況により調整します。

※当日見学者数
人

※見学当日は左の欄に見学者数を記入し、提出してください。

<問い合わせ先>

那覇・南風原クリーンセンター

TEL : 098-882-6713 FAX : 098-882-6722